

住民税等申告のご案内

税務課（☎35-1031）

～ご準備をお願いします～

令和6年分の所得税（国税）の確定申告に併せて、住民税（村県民税）等の申告相談を行いますので、ご案内します。

申告会場の混雑緩和のため、領収証の取りまとめや関係書類・帳簿の整理、会場での受付票のご記入をお願いします。

申告期間

2月17日月～3月17日月

申告会場

相良村ふれあいセンター

☆申告が必要な方☆

- ・給与収入を2か所以上から受けている方
- ・年末調整が済んでいない、または医療費控除や寄附金控除等がある方
- ・所得（営業・農業・不動産・配当・年金等）がある方
- ・譲渡所得（土地・家屋・株式等を売買したなど）や山林所得がある方
- ・非課税年金収入（障害年金・遺族年金・失業給付）のみの方

☆確定申告が必要な方☆

- ・新規に住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・公的年金収入額が400万円を超えている方
- ・給与か公的年金収入があり、ほかに20万円を超える所得のある方
- ・給与収入が2,000万円を超えている方

☆申告が不要な方☆

- ・給与所得のみで年末調整が済んでおり、給与支払報告書が村へ提出済みの方
- ・公的年金収入のみで扶養控除や医療費控除、生命保険料控除など各種所得控除が必要ない方
- ・公的年金収入が148万円（65歳以下は98万円）未満の方

※申告が必要かどうかを判断する目安で一般的な例です。当てはまらない場合もあります。

申告時に添付または提示が必要なもの	チェックボックス
① 令和6年分の給与・公的年金等の源泉徴収票・支払調書など	☐
② 事業収入や必要経費などが確認できるもの（帳簿書類など）	☐
③ 令和6年1月～12月の所得控除などを証明する主な書類 生命保険料控除証明書・寄附金証明書・医療費控除明細書など	☐
④ 認め印 ※本人分のみ申告で自書される方は不要です。	☐
⑤ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）	☐
⑥ 委任状 ※家族など本人以外の申告をする場合は持参して下さい。	☐
⑦ 金融機関の口座番号（申告者本人名義のもの） 所得税の確定申告で還付の場合のみ必要となります。	☐

※医療費控除明細書と委任状については税務課窓口またはホームページ上に用意しております。

※青色申告の方や消費税申告をされる方、住宅借入金等特別控除の初年度申告の方、令和6年中にお亡くなりになられた方の所得税準確定申告は税務署でお願いします。

ご注意ください！！

申告の日程は別表を
確認してください



□申告が必要な方が申告をしない場合、課税（非課税）証明書の発行ができない他、国民健康保険税の軽減審査・就学援助認定審査・公営住宅入居や家賃算定・各種給付金・手当等の審査などができなくなります。必ず期間内に申告をしてください。

□年少扶養親族（16歳未満）は扶養控除の対象外ですが、村県民税の算定（非課税限度額の算定）などに扶養親族の数が用いられるため、年少扶養親族がいる方は申告が必要となります。

税務署で申告される方へ！！

国税庁
LINE 公式アカウント



※LINE のホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できません。

□人吉税務署で申告をされる方は、
必ず事前に予約が必要です。
LINE で予約もできます。
(Tel 0966-23-2311)

□書面で提出される方は、「熊本国税局業務センター」（下記）へ郵送してください。
〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号（熊本東郵便局私書箱第33号）
※センターへ直接持ち込むことはできませんので、必ず郵送でお願いします。